

業務委託契約書（案）

公益財団法人奈良市生涯学習財団（以下「発注者」という。）と
以下「受注者」という。）との間において、業務の委託について次の条項により契約をし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第 1 条 発注者は、奈良市生涯学習センター機械設備等保守管理業務（以下「委託業務」という）の処理を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

（処理の方法）

第 2 条 受注者は、別紙機械設備等保守管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき第 1 条の委託業務を処理しなければならない。

（委託期間）

第 3 条 委託期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。

（委託料）

第 4 条 発注者は第 1 条の委託業務に対する委託料として、次の金額を支払うものとする。

月額	金	円		
	（うち、消費税及び地方消費税の合計額	金		円）
	契約期間全体の執行予定額	金		円
	（うち、消費税及び地方消費税の合計額	金		円）

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、免除する。

（法令上の責任）

第 6 条 受注者は、委託業務の実施に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、使用者として労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、その他の法令に規定されたすべての責任を負うものとする。

（委託料の支払い方法）

第 7 条 受注者は、毎月委託業務の完了について発注者の確認を受けた後、委託料の月割り相当額を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書が適法と認めるときは、請求書を受理した日から 30 日以内に受注者に支払うものとする。

（権利義務の譲渡及び再委託等の禁止）

第 8 条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させることはできない。ただし、発注者が認めた場合はこの限りではない。

（業務履行の確認）

第 9 条 発注者は、委託業務の履行の確認者を定め、委託業務の履行について確認させるものとする。

2 確認者は、契約書及び仕様書に定める事項の範囲内において委託業務の履行について確認を行い、完全に履行されていない場合は、受注者に対して履行を求めることができる。

(善管注意義務)

第 10 条 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良な管理者の注意をもって委託業務を遂行する責めを負うものとする。

(器具、材料等の負担)

第 11 条 委託業務の実施に必要な器具・材料（発注者の設備したものは除く。）は、受注者において負担する。

2 発注者は、受注者が委託業務の実施に必要な用水・電力・ガスを無償で供給する。

3 受注者は、電気・ガス・水道の使用に当たっては極力節減し、効率的に使用しなければならない。

(臨機の措置)

第 12 条 受注者は、災害防止等のため特に必要があると認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。

2 前項の場合において、受注者はその取った措置を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止、その他緊急やむを得ないときは、受注者に対して臨機の措置を取ることを求めることができる。この場合において、受注者は直ちにこれに応じなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 受注者は、委託業務の実施に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の責めを負う。ただし、発注者の責めに帰する事由による場合は、発注者がその責めを負うものとする。

(発注者の解除権)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により、委託期間中に作業を継続する見込がないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者の作業が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。

(3) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 前項によりこの契約を解除したときは、受注者に損害を生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

(受注者の解除権)

第 15 条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、これによって委託業務の履行が不可能になったときは、この契約を解除することができる。

(調査等)

第 16 条 発注者は、必要と認められるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査し、若しくは報告を求め、又は必要な指示を与えることができる。

(秘密の保持)

第 17 条 受注者又は従事者は、委託業務の履行に当たって知ることのできた秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が解除された後も同様とする。

(疑義等の決定)

第 18 条 この契約に定めない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度発注者・受注者協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者・受注者双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

発注者 奈良市杉ヶ町 23 番地
公益財団法人 奈良市生涯学習財団
理事長 西谷 忠雄

受注者